

## 公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
会計監査人による監査契約	伯井 美徳 大学入試センター理事 東京都目黒区駒場2-19-23	平成28年12月26日	新日本有限責任監査法人 東京都千代田区内幸町2-2-3 日比谷国際ビル	独立行政法人通則法第40条により、文部科学大臣が選任した者との契約であることから会計規則第47条第1項第1号「契約の性質又は目的が競争を許さないとき。」に該当するため、新日本有限責任監査法人を選定する。	—	4,082,400	—	0	—	—	—	
平成29年度検定教科書の購入	伯井 美徳 大学入試センター理事 東京都目黒区駒場2-19-23	平成29年3月3日	東京教科書供給㈱ 東京都大田区南千束1-12-4	平成29年度の教科書を購入するにあたり、4月から試験問題作成部会で使用する関係から大量に、且つ、迅速に調達する必要がある。その為には教科書の供給体制から、教科書の過不足調整を受け持ち、実質その地域の教科書の供給を取り仕切る特約供給所に依頼するしかない。 東京都目黒区において教科書販売を担当している特約供給所は、東京教科書供給株式会社のみである。 以上の理由から、教科書を購入するにあたり、東京教科書供給株式会社を選定する。	—	7,080,309	—	0	—	—	—	
タクシーによる運送請負契約	伯井 美徳 大学入試センター理事 東京都目黒区駒場2-19-23	平成29年4月1日	イーエム無線協同組合 東京都中央区築地7-10-2 東京無線協同組合 東京都新宿区百人町2-18-12 チェッカーキャブ無線協同組合 東京都中央区銀座8-11-1 東都タクシー無線協同組合 東京都豊島区西池袋5-13-13 日の丸自動車㈱ 東京都文京区後楽1-1-8 東京四社営業委員会 東京都中央区日本橋本町4-15-11	タクシー運送役務の調達については、同一事業区域で事業を行う各事業者が定める道路運送法第9条第3項に基づく旅客運賃及び同法第11条第1項に基づく運送約款が同一である場合には各事業者間における競争は存在しない為、公募にて以下の要求要件に対応する業者を募った。  ①文部科学省をはじめ、都内各所における会議・打合せ等の際に利用することが多いことから東京都内に多数の営業所を有し、無線による都内各所への速やかな配車が可能であること。 ②独立行政法人大学入試センターから利用する場合など緊急の需要に対し即時に配車が可能であること。 ③関東運輸局認可運賃及び料金によるものとし、それ以外の経費(手数料等)を必要としない者であること。 ただし、利用者の了解を得て、有料道路又は有料駐車場を使用した場合はその限りではない。 ④配車する自動車の種類は、原則として普通自動車であること。 また、必要に応じてワゴンタクシーが事前に予約することにより配車可能であること。 ⑤事前に乗車券の発給が可能であること。  その結果、応募のあった業者の提案書等提出書類を元に審査を行ったところ、要求要件を全て満たすことが確認できた6者を契約の相手方として選定する。	—	関東運輸局認可運賃及び料金による	—	0	—	—	—	単価契約

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格 (円)	契約金額 (円)	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
教科書等利用許諾に係る使用料	伯井 美徳 大学入試センター理事 東京都目黒区駒場2-19-23	平成29年5月9日	一般社団法人教科書著作権協会 東京都江東区千石1-9-28	大学入試センター試験は、試験問題の作成に当たって高等学校で使用されている教科書を基礎としつつ、特定の事項や分野に偏りが生じないように留意することや、高等学校における教育の実態に配慮し、教科書に広く採用されている事項から出題し、使用教科書により受験上著しい不公平が生じないようにしている。そのため、教科書をデータベース化し、試験問題の作題者が教科書に収録されている事項の記述内容及び出現頻度等を確認できる環境を整える必要がある。教科書を利用するにあたっては、著作権者の許諾を受け、使用料を支払う必要がある。著作権等管理事業者の一般社団法人教科書著作権協会は、教科書発行者から著作権管理の委託を受け、教科書利用の許諾申請、使用料徴収を行う唯一の窓口である。以上の理由から、教科書を使用するにあたり、一般社団法人教科書著作権協会を選定する。	—	3,110,400	—	0	—	—	—	

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。

(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。